

1
設問1
2
1 X1、X2は処分の名宛人でない。そのため、両当事者が「当該処分(略)の取消しを求めるにつき法律上の利益
3
を有する者」(行訴法9条1項)にあたるか否かが問題になる。
4
「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又
5
は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利
6
益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護
7
すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当た
8
り、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原
9
告適格を有する。
10
かかる法律上の利益の有無は、行訴法9条2項の諸要素を勘案して検討する。
11
2(1) 本件処分の根拠規定はY県転飼条例3条1項であり、同条例ならびに同施行規則が「根拠となる法令」
12
にあたる。条例3条2項は、「蜂群数が転飼しようとする区域内の蜜源に比べて過剰と認められるとき」にY県知
13
事は同条1項の許可をすることができないと定める。また、同条例4条1項は許可を求めるに当たって申請書に
14
蜂群数(同2号)を記載すること、転飼場所付近の見取図を添付することを求める。さらに、施行規則5条2項は、
15
条例3条1項の許可を受けようとする際に、蜜源に対し蜂群数が過剰にならないように転飼先地区の養蜂業者と
16
蜂群数及び転飼先の調整を行った旨を記載した事前調整報告書の添付を認めている。
17
加えて、「関係法令」にあたる養蜂振興法は「蜜蜂による生産物の増産」及び「農作物等の花粉受精の効率化」
18
を目的としている(1条)。
19
これらの規定からすれば、根拠規定である条例3条及び根拠法令並びに関係法令は、蜂群の適正配置を通じて
20
既存の養蜂業者の営業の利益を保護する趣旨を有すると考えられる。
21
(2) これに対し、許可制とは本来自由であるはずの営業行為を一般に禁止し、特定の要件を充足した場合に禁止
22
を解除することを通じ、無秩序な営業による社会的損失を未然に防ぐものだから、一義的に個々の営業主の営
23
業の利益を保護するものではなく、養蜂業者の営業の利益はあくまでも反射的利益にとどまるとの反論が考えら

1	
2	れる。
3	
4	しかし、上記はあくまでも一般論であり、本件における個別法の内容を具体的に検討すれば営業の利益を保護
5	
6	する趣旨を読み取ることができるため、上記反論は当たらない。
7	
8	3(1) では、X1、X2の個別的利益として上記営業の利益が保護されているといえるか。
9	
10	(2) 条例4条は、同3条1項の許可申請に際して、転飼場所から半径2キロメートル以内の蜂群の位置を記した
11	
12	転飼場所付近の見取図を申請書に添付するよう求めている。また、「養蜂振興法及びY県蜜蜂転飼条例に関する手
13	
14	引」においても、蜂群の位置が互いに半径2キロメートル以上の距離を置くことを基準にしており、蜂群が接近
15	
16	する場合には既存業者を優先する旨定めている(手引2(1)、6(1)(2))。さらに、先述のように、施行規則5条2
17	
18	項は、条例3条1項の許可を受けようとする際に、蜜源に対し蜂群数が過剰にならないように転飼先地区の養蜂
19	
20	業者と蜂群数及び転飼先の調整を行った旨を記載した事前調整報告書の添付を認めていることからすれば、法令
21	
22	は、転飼場所から半径2キロメートル以内の養蜂業者の営業の利益を個別的に保護しているといえる。
23	
24	(3) 本件において、X1は転飼場所から1.6キロメートル地点で養蜂を行っているから、X1は本件処分取消訴
25	
26	訟における原告適格を有する。他方で、X2は本件転飼場所から5キロメートル地点で養蜂を行っているから、X2
27	
28	は本件取消訴訟における原告適格を有しない。
29	
30	設問2
31	
32	1 行政裁量の有無は、法令の文言のみならずその性質から判断する。
33	
34	条例3条2項1号は、知事が許可するにあたって「蜂群数が転飼しようとする区域内の蜜源に比べて過剰と認
35	
36	めるとき」には不許可にすると定めるが、この「過剰」は定量的に定められているものではなく、不確定概念で
37	
38	ある。条例がこのような文言をもって定められているのは、どの程度をもって「過剰」と捉えるかの判断に際し
39	
40	て、蜜源の数やその年の気候等による採蜜量の変化、周囲の蜂群数の状況など、地域特性に応じた高度に専門技
41	
42	術的な見識を求められるからであって、この判断は当該地域の養蜂の実態に精通した都道府県知事に任せること
43	
44	が合理的だからである。したがって、都道府県知事には同条の許可にあたって要件裁量が認められる。
45	
46	2(1) では、裁量の逸脱・濫用が認められるか。裁量の逸脱・濫用は、当該裁量権行使が全く事実の基礎を欠く

1	
2	か、著しく妥当を欠く場合に認められる。
3	
4	(2) 本件では、「蜂群数が転飼しようとする区域内の蜜源に比べて過剰」か否かの判断にあたり、著しく過剰で
5	ないことを理由に許可処分を行っているが、かかる運用が認められるかが問題となる。
6	
7	ひとたび裁量基準が設定・公表されると、国民においてその基準通りに処分がなされるとの期待が生じるか
8	ら、かかる基準と異なる取扱いをすることは、これを相当と認めるべき特段の事情がない限りは裁量の逸脱・濫
9	用にあたる。しかし、本件のように著しく過剰な場合にのみ許可をしないという運用を採ることは、あくまでも
10	県議会の答弁として現れたのみであり、裁量基準として定められたわけではないため、その通りに処分をしない
11	ことも許される。
12	
13	もっとも、上記のように行政庁たるY県知事には裁量が認められており、合理的な基準に従ってなされた処分
14	には合理性が認められるといえるから、不許可事由を著しく過剰な場合に制限するという運用に合理性があるか
15	検討する。
16	
17	本件において、樹木医によれば、C地区において蜜源は十分に存在している。かつ、Y県では県全体の養蜂業
18	者が減少傾向にあることに加えて高齢化している。こうした現状の一因は本件条例による転飼の制限にあったと
19	いうのだから、不許可事由を著しく過剰な場合に限定するという運用をとることに合理性が認められる。
20	
21	なお、本件においてAを上記運用と別異に取り扱わなければ不合理だといえるような事情はない。
22	
23	(3) よって、Y県知事の裁量権行使が全く事実の基礎を欠くか、著しく妥当を欠くとはいえない。
24	
25	3 以上より、本件処分は適法である。
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	